

京丹後市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、平成23年度実施した監査の結果を、次のとおり公表します。

平成23年7月1日

京丹後市監査委員 東 幹 夫

京丹後市監査委員 岡 田 修

1 監査の種類 財政援助団体監査（地方自治法第199条第7項の規定による監査）

2 監査の対象及び範囲

京丹後市観光協会

平成22年度における次の財政援助に係る出納その他の事務

① 観光協会活動補助金	26,406,590 円
② 広域誘客活動事業補助金	4,585,500 円
③ やさか納涼祭事業補助金	1,475,882 円
④ 水無月祭典花火大会事業補助金	73,000 円
⑤ 間人みなと祭事業補助金	725,000 円
⑥ 宇川観光祭事業補助金	525,000 円
⑦ ゆるキャラ「コッペちゃん」着ぐるみ等製作事業補助金	1,356,310 円
⑧ まち歩き観光サイン整備事業補助金	996,660 円
⑨ とっておき処マップ作成事業補助金（平成21年度繰越事業）	4,802,500 円

【所管課：商工観光部 観光振興課】

3 監査の期間

平成23年5月30日から平成23年6月30日まで

（監査実施日：平成23年6月17日）

4 監査の方法

財政援助に係る監査対象団体の出納その他の事務が、補助金等の趣旨や目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか、また、補助金等交付に関連して、所管課の団体に対する指導監督が適切に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査に当たっては、あらかじめ資料の提出を求め審査するとともに、所管課同席のもと、団体の役員及び職員より説明を受け、関係書類及び帳票を確認した。

5 監査の結果

(1) 団体の概要

平成20年4月、旧6町の観光協会が合併し京丹後市観光協会が誕生した。

その後、3年経過し本部を中心として各町支部と連携し、それぞれ6町の特色を活かした観光振興、地域づくりに努めている。平成22年度は京丹後市観光振興計画の中間年であり、京丹後市の観光の現状と課題を整理し「極上のふるさと観光づくり」に向けて総合的・効果的な観光振興と同時に組織体制の強化及び事務局体制の充実を目指し現在に至っている。

また、平成22年10月には山陰海岸ジオパークが世界ジオパークネットワークに加盟認定されたのを契機に、新たな観光パンフの作成、まちあるき観光サインの設置、合宿誘致パンフの作成、丹後食の祭典の開催など幅広い事業を行っている。

会員数は525名。役員構成は、会長1名を筆頭に理事15名、監事2名となっており、職員数は14名(正職員5名、緊急雇用6名、臨時職員3名)である。(平成23年4月現在)

(2) 補助金対象事業の概要

	補助金名	補助金対象事業の概要
①	観光協会活動補助金	京丹後市の豊富な観光資源を活かした総合的・効果的な観光の推進をより一層展開するための事業を実施する。
②	広域誘客活動事業補助金	山陰海岸ジオパークの世界ジオパークネットワークへの加盟により、従来の観光パンフをベースにジオパーク関連情報を追加補充し増刷した。また年間を通したポスターの作

		成と京阪神、関東の J R 等に展示し誘客を図る。
③	やさか納涼祭事業補助金	弥栄町の納涼祭。地域の活性化と花火大会などによる誘客事業。
④	水無月祭典花火大会事業補助金	網野町浅茂川地区の伝統ある水無月祭りを継承し、地域おこし、活性化を図る。
⑤	間人みなと祭事業補助金	昭和 25 年から丹後町間人の夏祭りを継承している。宝船の装飾展示、漁業者の漁り火大会、花火大会などで地域の活性化と誘客を図る。
⑥	宇川観光祭事業補助金	丹後町宇川地域のイベント、中浜港祭り、宇川鮎祭り、穴文殊祭りを実施し、地域住民の交流と地域の活性化を図る。
⑦	ゆるキャラ「コッペちゃん」着ぐるみ等製作事業補助金	平成 20 年に作成した協会キャラクター「コッペちゃん」は京丹後市のキャラクターとしても活躍しており、一部修繕が必要になったのと 1 体だけでは利用が重なるため増体する。
⑧	まち歩き観光サイン整備事業補助金 (峰山町、久美浜町)	市内には歩いて巡る観光地が点在し、中には隠れた魅力が多数存在している。この魅力ある地域の文化、生活に触れるまち歩きを推進し、滞在型の観光をめざすためまち歩き観光サインを整備する。
⑨	とっておき処マップ作成事業補助金(平成 21 年度繰越事業)	京丹後市に訪れる観光客の利便性、周遊性を高め滞在を促進するため、観光客等から要望のある食事処、土産物処など市内のとっておき処が一目でわかるマップ等を作成し、観光客や京阪神等のキャンペーンで配布する。

(3) 意見

監査の結果、事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。また、経理事務についても概ね適正に処理されているものと認められたが、次のような事項が見受けられた。

- ア 事業完了後30日以内に提出すべき実績報告書が事業完了後8ヶ月経過後のものがあった。
- イ 観光パンフの支払が納品後3ヶ月経過後のものがあった。
- ウ 補助金申請や補助金交付決定を受ける前に指令前着手している事業が見受けられた。
- エ 事業完了日(納品書、請求書)が年度末の3月31日付けの事業が複数あった。

なお、団体の監査に先立ち、事前に説明を聴取した所管課においては、次のような事項が見受けられたので留意されたい。

ア 観光振興課

補助金交付規則で定められた請求書(様式第8号)と異なった様式が補助金交付要綱で定められていた。

団体から提出された書類の審査、適正な指導等に不十分さがうかがえた。

合併後3年が経過したといえども、各町支部活動の格差、会員資格の格差が大きく、一枚岩になるにはまだ時間を要すものと思われる。

特に協会組織の本部と支部の関係、各町支部間の関係は旧町時代の状態が色濃く残ったままであり、会費の統一や会員資格の整理、法人設立など合併の強みを出した活動が定着するまでの課題はまだまだ多いものと見受けられた。

しかし、京丹後市観光立市推進条例、京丹後市観光振興計画に沿った観光情報の発信、インバウンド事業や合宿客など幅広い観光客誘致活動、接遇の向上など受け入れ体制の整備等観光協会の役割が徐々に発揮されて来ていることも伺える。

今後とも、上記条例や振興計画に基づく施策と活動により、また市の責務と市民・観光事業者・観光関係団体のそれぞれの役割を再確認し、真に「観光がまちづくりのリーディング産業」として発展されるよう期待するものである。